

令和5年度答申第37号
令和5年10月13日

諮問番号 令和5年度諮問第41号（令和5年9月22日諮問）
審査庁 環境大臣
事件名 産業廃棄物収集運搬業不許可処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）14条1項の産業廃棄物収集運搬業の許可の申請（以下「本件許可申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は同条5項2号ロに規定する欠格事由に該当するとして、本件許可申請を不許可とする処分（以下「本件不許可処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

(1) 産業廃棄物収集運搬業の許可

ア 廃棄物処理法14条1項は、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないと規定している。

イ 廃棄物処理法14条5項は、都道府県知事は、同条1項の許可の申請

が同条5項各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条1項の許可をしなければならないと規定し、同条5項2号ロには、申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないことが掲げられている。

なお、暴力団対策法2条6号は、暴力団の構成員を暴力団員という規定している。

(2) 許可に関する意見聴取

ア 廃棄物処理法23条の3第1項は、都道府県知事は、廃棄物処理法14条1項の許可をしようとするときは、同条5項2号ロからへまでに該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の意見を聴くものとする規定している。

イ 令和2年3月30日付け環境規発第2003301号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」（以下「本件環境省通知」という。）は、上記アと同じ内容を定めている（記第1の5の(6)の①）。

ウ 平成26年5月16日付け警察庁丁暴発第232号警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長通達「産業廃棄物処理業等からの暴力団排除の推進について」（以下「本件警察庁通達」という。）は、廃棄物処理法23条の3第1項の規定に基づき都道府県知事から意見を求められた警察本部長が意見を述べるための手続について、次のとおり定めている（記第4の1の(1)及び(2)）。

(ア) 都道府県知事が意見を求める警察本部長

都道府県知事が意見を求める警察本部長は、許可に係る産業廃棄物処理業が行われる区域を管轄する都道府県警察の本部長とする。

(イ) 意見を述べるための調査

① 警察本部長は、都道府県知事から意見を求められた申請者（以下「求意見対象者」という。）が警察庁情報管理システム（暴力団情報管理業務。以下「暴力団情報管理システム」という。）において暴力団員又は暴力団員等として登録されているか否かを確認する。

- ② 求意見対象者が暴力団情報管理システムにおいて暴力団員又は暴力団員等として登録されている場合には、当該登録内容が欠格事由（廃棄物処理法14条5項2号ロからへまでに掲げる事由をいう。）に該当するかどうかについて必要な補充調査を行う。
- ③ 上記②の場合において、暴力団員又は暴力団員等の認定資料を入手して登録を行った都道府県警察と意見を求められた警察本部長の管轄する都道府県警察とが異なる場合には、意見を求められた警察本部長は、必要に応じて、前者の都道府県警察に連絡の上、当該認定資料の写しの送付を受ける。
- ④ 警察本部長は、上記①から③までの調査を行った上、求意見対象者の欠格事由の有無について判断し、都道府県知事に意見を述べる。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、B地内において産業廃棄物収集運搬業を営もうとして、令和4年3月28日、処分庁に対し、廃棄物処理法14条1項の産業廃棄物収集運搬業の許可の申請（本件許可申請）をした。

（産業廃棄物収集運搬業許可申請書）

- (2) 処分庁は、令和4年4月25日付けで、C警察本部長（以下「本件警察本部長」という。）に対し、廃棄物処理法23条の3第1項の規定に基づき、審査請求人に関し廃棄物処理法14条5項2号ロからへまでに該当する事由があるか否かについて意見を求めた。

（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律による意見聴取に係る対象者一覧表の送付について」と題する書面）

- (3) 本件警察本部長は、令和4年5月9日付けで、処分庁に対し、審査請求人は廃棄物処理法14条5項2号ロに該当する事由が認められるとの意見を述べた。

（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律による意見について」と題する書面）

- (4) 処分庁は、令和4年6月1日付けで、審査請求人に対し、「貴方が、C警察本部長より、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者として回答があったため（法（注：廃棄物処理法）第14条第5項第2号ロに該当するため。）」との理由を付して、廃棄物処理法14条5

項の規定に基づき、本件許可申請を不許可とする処分（本件不許可処分）をした。

（「D号」と題する本件不許可処分の通知書）

- (5) 審査請求人は、令和4年8月29日、環境大臣（以下「審査庁」という。）に対し、本件不許可処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (6) 審査庁は、令和5年9月22日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件不許可処分の取消しを求める。

- (1) 内容の瑕疵（本件欠格事由非該当）

処分庁は、審査請求人が廃棄物処理法14条5項2号ロに規定する暴力団員又は暴力団員等（以下「本件欠格事由」という。）に該当するとして、本件不許可処分をしたが、審査請求人は、これまで一度も暴力団員になったことがないから、本件不許可処分は、内容に瑕疵がある。

- (2) 手続の瑕疵

本件不許可処分は、本件警察本部長が述べた意見を機械的に受け入れてしたものであって、処分庁は、審査請求人が本件欠格事由に該当する具体的な事実について自ら調査検討をしていないから、手続に瑕疵がある。

- (3) 無効の瑕疵

行政庁が、その職務の誠実な遂行として当然に要求される程度の調査をしていれば、誤った行政処分はしなかったであろうと考えられる場合において、行政庁が当該調査をしなかったことによって誤った行政処分をしたと認められるときは、当該行政処分には、無効の瑕疵があるというべきである。これを本件についてみると、処分庁は、審査請求人が本件欠格事由に該当する具体的な事実について自ら調査検討をしていないが、自ら調査検討をしていれば、本件不許可処分をしなかったであろうと考えられるから、本件不許可処分には、無効の瑕疵がある。

- (4) 理由提示の不備

処分庁は、審査請求人が本件欠格事由に該当すると判断したのであれば、その判断過程（理由）を提示しなければならないが、本件不許可処分は、本件警察本部長から審査請求人が本件欠格事由に該当するとの回答があっ

たことを理由とするだけで、審査請求人が本件欠格事由に該当する具体的な事実（審査請求人が所属していたという暴力団名、逮捕歴等）を明らかにしていないから、本件不許可処分には、理由提示の不備がある。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。

(1) 内容の瑕疵（本件欠格事由非該当）について

処分庁は、本件警察本部長から、審査請求人が本件欠格事由に該当するとの回答を得ているところ、警察が暴力団に関する情報を有する専門機関であることを考慮すれば、審査請求人が本件欠格事由に該当することは高度の蓋然性をもって推認することができるから、審査請求人が本件欠格事由に該当すると処分庁が判断したことに違法はない。

なお、審査請求人は、これまで一度も暴力団員になったことはないと主張し、これを裏付けるものとして、知人等が作成したという多数の報告書を提出するが、これらをもって上記の推認を覆すに足りる事情があるとは認められない。

(2) 手続の瑕疵について

廃棄物処理法23条の3第1項及び本件環境省通知が本件欠格事由該当性について警察本部長の意見を聴くものとする旨は、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理法に従った適正な業務の遂行を期待することができない者は産業廃棄物処理業者の適性を欠くとして欠格事由を定め、欠格事由に該当する者を排除するとともに、欠格事由のうち、暴力団員又は暴力団員等に該当すること（本件欠格事由）については、暴力団に関する情報を有する専門機関である警察の本部長から意見を聴取する手続を設けることで、その判断の的確性を担保したものと解される。そして、本件警察庁通達によれば、本件欠格事由の有無について意見を求められた警察本部長は、所定の調査をした上で、都道府県知事に意見を述べることとされているから、本件でも、その手続がとられたものと考えられる。

そうすると、処分庁は、本件警察本部長からの回答を踏まえ、許可権者として、審査請求人が本件欠格事由に該当すると判断したのであって、本件不許可処分に手続の瑕疵があるとはいえない。

(3) 無効の瑕疵について

本件不許可処分は、法令の規定に従って適正にされたものであって、無効な点があるとは認められない。

(4) 理由提示の不備について

暴力団に関する情報は、機密性の高い情報である。そのため、暴力団に関する情報を理由として行政処分がされた場合に、その理由の提示として、申請者に対し、行政庁がいかなる具体的な事実をもって暴力団員又は暴力団員等に該当すると判断したかを示すことは、その事実が公になることにより、警察が暴力団に関する情報をどの程度把握しているかが露呈し、警察の情報収集能力、捜査の進捗状況等が暴力団に察知されることになりかねず、その結果、暴力団が活動実態を隠蔽するなどの支障が生じ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいといわざるを得ない。そのため、行政処分が暴力団に関する情報のような機密性の高い情報を理由としてされた場合には、理由の提示の程度は、当該情報を開示することによる弊害、理由の提示の趣旨や申請者の不利益等を総合的に考慮した上で、慎重に判断すべきであると解される。

これを本件についてみると、暴力団に関する情報という機密性の高さから、審査請求人が所属し、又は所属していた暴力団名のような具体的な事実まで開示することは、警察の情報収集能力等を露呈することになりかねず、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいといえる。他方で、本件不許可処分の通知書には、「許可しない理由」として、審査請求人が「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」に該当することがその根拠条文（廃棄物処理法14条5項2号ロ）とともに記載されていて、これによって、審査請求人は、本件欠格事由に該当することを理由として本件不許可処分がされたことを十分に認識することができる。これらの事情を総合的に勘案すると、本件不許可処分には、不服の申立てをするのに十分な理由が提示されているといえるから、理由提示の不備があるとはいえない。

(5) 結論

以上によれば、本件不許可処分は、法令の規定に従って適正にされたものであって、違法、不当又は無効な点があるとは認められない。

したがって、本件審査請求は、理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

一件記録によれば、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不許可処分の違法性又は不当性について

(1) 廃棄物処理法14条5項によれば、同条1項の許可の申請が同条5項各号に規定する欠格事由のいずれかに該当するときは、都道府県知事は、同条1項の許可をしてはならないとされ、同条5項2号ロには、欠格事由の一つとして、申請者が暴力団員又は暴力団員等であること（本件欠格事由）が掲げられている（上記第1の1の(1)のイ）。そして、廃棄物処理法23条の3第1項及び本件環境省通知によれば、都道府県知事は、申請者の本件欠格事由該当性を判断するに当たっては、警察本部長の意見を聴くものとされ、本件警察庁通達によれば、意見を聴かれた警察本部長は、求意見対象者が暴力団情報管理システムに暴力団員又は暴力団員等として登録されているか否かを確認し、その登録を確認した場合には、当該登録内容が本件欠格事由に該当するかどうかについて必要な補充調査を行った上で、都道府県知事に対し、求意見対象者の本件欠格事由該当性について意見を述べることとされている（上記第1の1の(2)）。

これを本件についてみると、処分庁から審査請求人の本件欠格事由該当性について意見を聴かれた本件警察本部長は、本件警察庁通達に従った調査（暴力団情報管理システムへの登録の有無の確認、補充調査）を行った上で、審査請求人が本件欠格事由に該当するとの意見を述べたこと（参考人としての陳述依頼回答書）、この意見を受けて、処分庁は、審査請求人が本件欠格事由に該当すると判断し、本件不許可処分をしたこと（処分庁の回答書）が認められるから、処分庁が、審査請求人が本件欠格事由に該当すると判断して、本件不許可処分をしたことに問題があるとは認められない。

したがって、本件不許可処分に内容の瑕疵、手續の瑕疵及び無効の瑕疵があるとする審査請求人の主張（上記第1の3の(1)、(2)及び(3)）は、いずれも採用することができない。

(2) 審査請求人は、本件審査請求において、これまで一度も暴力団員になったことがないことの裏付けとして、審査請求人の幼なじみであるというE系の暴力団Aの組長が作成した報告書のほか、審査請求人の友人、知人ら10名が作成した報告書を提出している。しかし、前者の報告書は、暴力

団Aの組長が、C警から審査請求人が暴力団Aの組員だと言われたことがあるが、そのような事実はないと否定するものであり、後者の報告書は、審査請求人が「暴力団員だったことはありません。」などと記載された定型文の書面に各作成者が住所、氏名、審査請求人との関係等を記入しただけのものであるから、これらの報告書は、上記(1)の判断に影響を及ぼすものではない。

- (3) 審査請求人は、本件不許可処分には、審査請求人が本件欠格事由に該当する具体的な事実（審査請求人が所属していた暴力団名、逮捕歴等）が明らかにされていないから、理由提示の不備があるとも主張する（上記第1の3の(4)）。

しかし、本件不許可処分の通知書には、「許可しない理由」として、「貴方が、C警察本部長より、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者として回答があったため（法（注：廃棄物処理法）第14条第5項第2号ロに該当するため。）」と記載されているから、本件不許可処分には、処分庁において審査請求人が本件欠格事由に該当すると判断した理由とその法令上の根拠が提示されている。そして、暴力団に関する情報は、暴力団犯罪の捜査及び取締り、指定暴力団による暴力的行為等を規制する暴力団対策法の運用に必要な情報であって、当該情報の内容はもとより、当該情報を警察が保有しているか否かということも含めて、機密性の高い情報であるから、本件警察本部長において審査請求人が暴力団員又は暴力団員等に該当すると認定した具体的な事実を提示することは、警察が暴力団に関する情報をどの程度把握しているかを明らかにすることになり、暴力団による活動実態の隠蔽を招来するなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいというべきである。そうすると、本件不許可処分の通知書の上記記載をもって、行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項が求める理由付記の趣旨が損なわれているとまではいえない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (4) 上記(1)から(3)までで検討したところによれば、本件不許可処分に違法又は不当な点があると認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問

に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴 公	美
委	員	村	田	珠	美